

「予防歯科、小児歯科、矯正科の三科を併せた 定期口腔管理のありかたについて」

鹿児島大学歯学部小児歯科学講座

豊島正三郎

鹿児島大学歯学部附属病院外来では、11診療科の他に診療科のわくを外した、いわゆる総合診療室を設けている。この総合診療室は、発達系と成人系の2つに分けられ、こちらの発達系総合診療室を、予防歯科、小児歯科、矯正科の3科で運営している。

発達系総合診療室では、発達期にある子供たちの歯科的管理を総合的に診ることが出来る歯科医を養成しようという試みで、その診療がはじめられた。発達期にある子供の口腔管理という点は、とりもなおさず、小児の歯科であって、いわゆる診療科を超えた総合的な口腔管理が実現できる。

発達系総合診療室での学生教育は、院内生2人を1組とし、各学生に1人以上の患者を配当し、予防、小児、矯正の3科よりのインストラクターにより、診査、検査、治療計画の立案、治療の指導が行われている。

診査、検査においては、3科により検討された方針に基づいて行われ、それをもとに治療計画が立案される。この治療計画の立案にあたっては、学生各個人に責任を持って指導に当たる担当インストラクターがおり、必要があれば、他科のインストラクターに意見を求めることが出来るよう工夫したシステムになっている。このようにして立案した治療計画をもとに治療を進め、定期検診は6ヶ月毎に行っている。

今回は、開設して十年を経過した発達系総合診療室での実際を紹介するとともに、このような診療室での口腔管理における問題点について検討を加え、小児の定期口腔管理のあり方の一助としたい。